

中間検査を引き続き実施します

—— 対象となる建築物に変更はありません ——

広島県では、建築基準法第7条の3第1項第2号により中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程を指定しています。

現在の指定（令和2年広島県告示第717号）は、中間検査を行う期間を令和5年12月31日までとされていますが、このたびこの告示を改正し、**令和8年12月31日まで中間検査を継続**することとしました。（令和6年1月1日施行）

中間検査を行う区域

次の市の区域を除く県下全域

広島市・呉市・三原市・尾道市・福山市・東広島市・廿日市市

※ これらの市の指定内容については、各市にお問合せください。

中間検査を行う建築物

- **棟ごとに新築する戸数が1の住宅**（居住の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満であるもの又は居住以外の用に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。）
- **棟ごとに新築する階数が3以上の共同住宅**（建築基準法第7条の3第1項第1号に規定する工程を含むものを除く。） **又は長屋**

その他

- **中間検査を行う期間以外の指定内容に変更はありません。**
- 建築基準法第18条第2項又は第85条の規定の適用を受ける建築物は除外されます。
- 中間検査の指定に関する具体的な内容は、広島県のホームページをご覧ください。



お問合せ先

名称	電話番号	所管区域
広島県土木建築局建築課	082-513-4183	—
広島県西部建設事務所建築課	082-250-8158	竹原市、大竹市、江田島市、安芸郡（府中町、海田町、熊野町、坂町）、山県郡（安芸太田町、北広島町）、豊田郡（大崎上島町）
広島県東部建設事務所建築課	084-921-1572	府中市、世羅郡（世羅町）、神石郡（神石高原町）
広島県北部建設事務所建築課	0824-63-5209	三次市 [※] 、庄原市、安芸高田市

※ 建設地が三次市の場合は、次の建築物は三次市、それ以外の建築物は広島県が所管します。

- ・ 建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物のうち、木造の建築（地階を除く階数が3以上であるもの、延べ面積が300平方メートルを超えるもの及び高さが16mを超えるものを除く。）
- ・ 建築基準法第6条第1項第3号に掲げる建築物